9
2006
September

広報こが KOGA

PUBLIC RELATIONS

No.596

2006年９月号（平成18年９月10日発行）第596号

夏の思い出

SUMMER HOLIDAY

花火・スイカ・セミの声――。
盆踊りの太鼓の音、
プールではしゃぐ子どもたちの声――。
夏は、感覚をフル回転させて
楽しむことができる季節。
例年にない猛暑のおかげで、
ちょっと夏バテ気味だったり、
大型の台風の接近が、気が気でなかったり、
心配ごとも多い夏でしたが、それでも、夏は特別。
今年は、どのような思い出ができましたか？

キャンプではじける、子どもたちの笑顔

清流で流しそうめん、夏の醍醐味

月明かりに浮かぶ、吉賀の海岸

甲子園さながら、白熱の草野球

夏のシンボル、一面のひまわり

佐谷公園にナイヤガラの滝が出現

威勢の良い掛け声が響く、盆綱引き

一進一退、接戦の水泳競技

いつまでも思い出に残る海の景色

街の夜を彩る、太鼓の音色

CONTENTS
SEPTEMBER

子どもの権利啓発用カルタを作ったゾ……2～3p
国保と老人保健が変わります……4～5p
都市づくり新時代……6p
住居表示……7p
ひろば……8～9p
My Life……10p
図書館だより……11p
障害者自立支援法……12p
高齢者インフルエンザ……13p
生活情報……14～15p
ヒューマンライツ……16p

古賀市 子どもの権利啓発用カルタを作ったゾ

みんなでアイデアを出し合って作りました。

子どもによる「子どもの権利啓発用カルタ」を作成

市では、児童の権利を啓発推進するため子どもたち自身の言葉と絵で、「子どもの権利条約」を表現したカルタの作成に取り組んでいます。

昨年は、子どもたちが理解しやすいように市内小・中学校の先生と市役所職員などで、子どもの権利条約の条文を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの権利に分けて簡単な言葉にまとめました。

今年は、「子どもの権利考え隊」メンバーに応募した小・中学生33人が夏休みを利用し、４つの権利ごとに分かれてカルタを作成しました。

子どもの権利考え隊の活動として、第１回目はメンバー全員で子どもの権利条約に関するビデオの鑑賞や先生のお話を聞くなど学習し、２回目からはそれぞれの班で読み手の文（5・7・5調）や取り手の絵を作成しました。

班で考えた文を、しっかりと発表しました。

小学生は中学生のお兄さん・お姉さんにアドバイスをもらったり、分からないことは先生や市役所の職員に聞いたりしながらみんなで一生懸命作成しました。

ここで作成したカルタは、今後は小・中学校の授業などで活用する予定です。

【カルタ・読み手の文（作品の一部）】

生きる権利（第２条）

に　人間は　みんなちがって　あたりまえ

育つ権利（第18条）

あ　愛された　子どもの心は　無限大

守られる権利（第38条）

じ　銃を持つ　子どもがいては　いけないよ

参加する権利（第12条）

き　聞いてよね　わたしの意見　ぼくの意見

●子どもたちが作ったカルタは、今年12月に開催される「人権の集い」の会場で展示予定です。

活発な意見が飛び交いました。

ねぇねぇ、こういうのどうかな？

あれっ？１文字多いや。

夏休みを利用し、「子どもの権利考え隊」メンバーに応募した小・中学生33人。

ごめんなさい

先月号の特集●古賀市消防団（Ｐ２～３）の中、「第49回古賀市消防団ポンプ操法大会（成績）」の小型ポンプの部の成績は次のとおりでした。優勝●第15分団（蒲生寺）　準優勝●第14分団（米多比）　３位●第11分団（新原）

問い合わせ先　国保年金課　☎９４２局１１９３番

国保と老人保健が変わります。

平成18年10月から

平成18年10月１日から医療保険が改正され、医療費の自己負担などが変わります。

70歳未満の人

高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は次の表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年９月30日まで

●自己負担限度額（月額）

	３回目まで	４回目以降 ※２
一　般	72,300円＋ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算	40,200円
上位所得者 ※１	139,800円＋ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月１日から

●自己負担限度額（月額）

	３回目まで	４回目以降 ※２
一　般	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算	44,400円
上位所得者 ※１	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※１　基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯
※２　過去12か月間に一つの世帯で支給が４回以上あった場合の４回目以降の限度額

70歳以上の人…２

所得に応じて自己負担割合などが異なります。そのうちの一定以上所得者（現役並み所得者）、及び低所得Ⅰの判定基準が変わりました。

●一定以上の所得がある人

同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人、または老人保健で医療を受ける人（国保被保険者に限る）がいる人に当たります。ただし、70歳以上の人、及び老人保健で医療を受ける人（国保被保険者に限る）の収入の合計が、２人以上の場合は520万円未満、１人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」の区分と同様に１割の負担となります。

国保と老人保健については、
古賀市OFFICIAL SAITE（古賀市公式ホームページ）でも掲載予定です。
http://www.city.koga.fukuoka.jp/

主な改正点

70歳以上の人は……。

●一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります。
●高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります。
●療養病床に入院時の食費・居住費の負担が変わります。

70歳未満の人は……。

●高額療養費の自己負担限度額が変わります。

70歳以上の人…１

一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上、または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並み所得のある一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

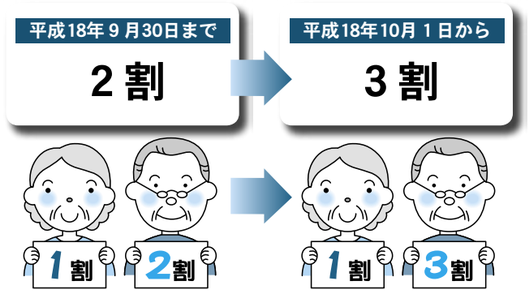

高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費（高額医療費）として支給されます。70歳以上、または老人保健で医療を受ける人は次の表のように一部引き上げられます。

平成18年９月30日まで

●自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一　般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円＋ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算（４回目以降の場合40,200円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

平成18年10月１日から

●自己負担限度額（月額）

	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一　般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の１％を加算（４回目以降の場合44,400円）
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※所得の判定基準についてはお尋ねください。

●老人医療証の人の…

低所得Ⅱとは　世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）。
低所得Ⅰとは　世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに０円となる人。

●前期高齢者の人の…

低所得Ⅱとは　同一世帯の世帯主、及び国保の被保険者が住民税非課税の人。
低所得Ⅰとは　同一世帯の世帯主、及び国保の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに０円となる人。

所得区分が上がる人には経過措置がある場合があります

平成18年８月から２年間

公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直し、及び老年者控除の廃止により、新たに一定以上所得者になった人については、課税所得145万円以上、213万円未満、または年収が高齢者複数世帯で520万円以上、621万円未満、高齢者単身世帯で383万円以上、484万円未満と申請した場合は、医療費が高額になったときの自己負担限度額について「一定以上所得者」ではなく「一般」の限度額を適用します。

住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者にかかる住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが非課税のままの人がいる場合、申請するとその非課税の人については医療費が高額になったときの自己負担限度額、及び食事の標準負担額は「低所得Ⅱ」の限度額を適用します。

※老齢福祉年金受給者は「低所得Ⅰ」を適用します。

都市づくり新時代

シリーズ これからの都市計画 ⑬

今回は7月11日に青柳区まちづくり委員会でまとめられた「まちづくり構想（委員会案）」の概要を紹介します

青柳区の将来イメージは「人が育ち、人が育てる歴史と伝統の魂宿る里」

平成17年10月14日に、第1回が始まった青柳区まちづくり委員会は、今年の7月11日の第7回をもって、「まちづくり構想」の委員会案がまとまりました。

青柳区まちづくり委員会のようす

この中で、青柳の将来のキャッチフレーズとして「人が育ち、人が育てる、歴史と伝統の魂宿る里」という案が示されました。

また、まちづくりの基本的な方向性として①豊かな自然や景観・風景を残しつつメリハリのある土地利用の推進 ②農地の有効活用と付加価値の高い農産品開発の推進 ③安全・安心、より快適な都市基盤の改善 ④青柳の史跡や伝統行事を生かした美しく魅力的なまちづくりの推進⑤新たな世帯の受け入れと地域内交流の促進 という案も打ち出されました。

区民アンケートも参考に60以上のアイデアも盛り込まれています

この構想には区民の意見を幅広く聴こうと、全世帯を対象として実施された「区民アンケート」の結果のほか、具体的な取り組みを示した「アイデア」が60項目以上も盛り込まれています。

さらに、これらの文章を図面にした「構想図」の案も示されています。

●

約10か月の期間を要し、熱心な意見交換の中でつくられた構想案は来年3月に開かれる区の総会などを経て、市に提出されることになります。

市はこの構想を参考として全市的な視点で「古賀市都市計画マスタープラン」を策定していく予定です。

青柳区まちづくり委員会　委員長　秋山光弘さん

若者からも青柳を思う活発な意見が出されました

昨年10月から始まった委員会では、若い委員からも予想以上に積極的な意見や提案が出されました。

「今のままじゃいかん」という青柳への思いも強いし、個人の利害を超えて青柳全体を考えた、意見交換が行われたと思います。

年配の委員の皆さんも昔の青柳のいいところを思い出しながら、我が子や孫の気持ちに置き換えて、将来の青柳がどうあるべきかという提案がありました。

委員会のあと、毎日飲み屋に行ってお互いに語り合ったのも、よかったと思います。

【まちづくり委員会】都市計画区域外の区を単位として将来（おおむね20年後）の土地利用構想を考える市民主体による委員会。8地区中、4地区が市に提出済み。今年度中に残り4地区で提出予定。

■問い合わせ先　市役所都市計画課土地利用対策室　☎９４２局１１１１番　内線３７５

美明（みあけ）

住所が変わります。

――古賀市の一部の地域――

鹿部土地区画整理事業が行われている区域（鹿部一組を含む）が「美明（みあけ）〇丁目」になり、住居表示が実施されます。

変更の開始　平成18年10月2日（月）から

【新しい住所の表し方】

「古賀市美明〇丁目〇番〇号」になります。

※例えば、古賀市鹿部七三七番地一が、古賀市美明二丁目2番1号になります。

【住居表示を実施する主な理由】

- 救急車や、消防車などが早く目的地に到着しやすくなる。
- 各種郵便物や宅配などの誤配や遅配を少なくする。
- 番号が順序よく並んでいて家が探しやくなる。

住居表示に対してご理解とご協力をお願いします。

■問合わせ先　市役所都市計画課　☎９４２局１１１９番

ご協力ください

事業所・企業統計調査

平成18年度

10月1日、全国一斉に、全ての事業所・企業を対象とした平成18年事業所・企業統計調査が行われます。調査の結果は、国、都道府県、市がこれからの行政を考える重要な基礎資料となります。9月下旬から調査員が各事業所へ調査票をお届けいたしますので、もれなくご記入ください。調査票を配布・回収する調査員は「調査員証」を携行していますので、安心してご協力をお願いします。

不明な点などがありましたら、お問い合わせください。

■問い合わせ先
古賀市役所企画課
☎９４２局１１１３番

会社も、お店も、学校も、病院も。
事業所・企業統計調査

お誕生日おめでとう 9月 Happy Birthday

●11月生まれの赤ちゃんの写真は、赤ちゃんの氏名に生年月日、住所、保護者氏名、電話番号とメッセージ(65文字以内)を添えて郵送、または持参してください。10月６日(金)必着。掲載は１歳～３歳で、１人１回とします。応募多数の場合は抽選とします。●問い合わせ・申し込み先【〒811-3192（住所不要)市役所企画課広報係・☎942局1111番(内線316)】※写真返却希望の場合は、返信用封筒(80円切手を貼ったもの)を同封してください。

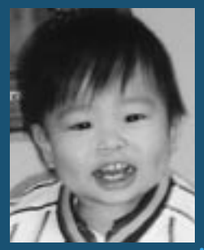

藤塚（ふじつか）　虎汰郎（こたろう）ちゃん
９月２日生まれの２歳
天　神

生まれて２回目のお誕生日おめでとう！　将来は“トラキチ”のパパとママのために阪神入団よろしくお願いします！虎汰クン大好きだよ～♡

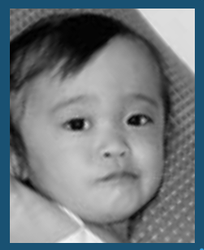

松尾（まつお）　咲矢子（さやこ）ちゃん
９月７日生まれの２歳
花鶴丘

さやちゃんお誕生日おめでとう！　お兄ちゃん２人にかわいがられ、これからも３人仲良く元気に大きくなってネ!!

井手（いで）　彩心（あざみ）ちゃん
９月14日生まれの１歳
久　保

あざみちゃんお誕生日おめでとう。いつまでもそのかわいい笑顔でいてね。お姉ちゃんと仲良く元気に遊んでね。

冨岡（とみおか）　力斗（りきと）ちゃん
９月18日生まれの１歳
花見南

愛想が良くてイツモ笑顔の力斗kun。お誕生日オメデトッ！お兄chanと仲良く元気いっぱいに育ってネ♡

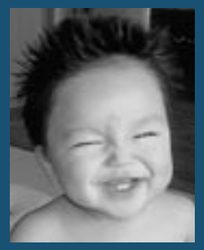

折目（おりめ）　爽（そう）ちゃん
９月19日生まれの１歳
花鶴丘

爽ちゃんお誕生日おめでとう♡爽ちゃんの笑顔は天使の笑顔！みんな幸せな気持ちになるよ。周りのみんなに愛される優しい男の子に育ってね！

お願い　写真は顔全体が写ったものをご応募ください。

破顔一笑、健康祈願

谷山伝統行事“盆綱引き”

谷山の盆綱引きは古くから伝わる伝統行事で、直径10cmを超える大綱を海側山側に分かれて引き合います。山側を引くのは子どもたち、海側は地元消防団の青年たち。実は、この綱に触れるとけがをせずすくすくと育つという言い伝えがあるそうで、大声援を受けながら、子どもたちは懸命に綱にしがみついています。掛け声に合わせて綱を引き、上下左右に揺さぶりをかけながら一進一退の白熱した綱引きでしたが、２勝１敗でなんとか子どもたちが勝ちました。

手づくりならではの、味わい満点

各地区で夏祭り

夏の風物詩といえばやっぱり盆踊り。最近はお盆の時期にかかわらず、夏祭りとして実施しているところもあるようですが、いずれも各地区で趣向を凝らした催しが行われています。この日行われたのは千鳥南区の盆踊り大会(８月17日)。台風10号の影響で開催が心配されていましたが、急きょ会場を公民館に移しての開催となりました。公民館の中を所狭しと踊るのも一興。会場いっぱいに笑顔が広がっていました。

毎日、毎日、新発見だらけ

寺子屋には驚きがいっぱい

「最近の子どもたちは夏休みでも外で遊ばないらしい…」。このような話を聞き地域の大人たちが立ち上がりました。子どもたちがさまざまな遊びの達人に弟子入りし、ワクワクしながら体験できる場を作ろうと、青柳校区の寺子屋が開催されました。この日(８月21日)は、素焼きの皿に絵付けをする技を覚え、十人十色の作品を手に目を輝かせています。「楽しい遊びを知っている大人はまだまだたくさんいます。そういう人たちと地域の子どもたちが触れ合い、みんなが楽しくなればいい。そうして子どもたちが外に遊びに行くきっかけ作りがしたいのです」と話すのは、ボランティアで参加の落石さん。

正しく歩いて、効果的に健康に

いきいきウォーキング健康塾はおトク情報いっぱい

第３回いきいきウォーキング健康塾が、県立馬術競技場(筵内区)で行われました(８月10日)。手ごろな健康づくりの方法として流行りの“ウォーキング”ですが、ウォーキングの正しい姿勢や運動量などは案外知られていないものです。健康塾では、年齢に応じた運動量やコツなどを専門の先生を交えて楽しく学習できます。第４回の健康塾は海岸ウォーキングをテーマとして９月14日に予定されています。当日参加も受け付けているとのこと。ぜひ、お誘い合わせてご参加ください。

みんなとだったら、なんでもできる

レッツ！リアカーキャンプ2006が行われました

８月１日から３日間の日程で、レッツ！リアカーキャンプ2006が行われました。その名のとおり、リアカーにキャンプ道具一式を詰め込み、古賀市から大峰山キャンプ場(福津市津屋崎)まで10kmを越える距離を歩きます。道のりははるかに遠く、照りつける太陽は容赦なくクタクタになってしまいそうですが、子どもたちは不思議と元気いっぱい。おしゃべりしたり、励まし合ったり、役割を交代したりして、無事に目的地にたどり着きました。夜は肝だめし、昼は海水浴、ご飯はもちろん手づくりで、大満足の３日間でした。

●「広報こが」は、古賀市の公式ホームページ(http://www.city.koga.fukuoka.jp/)でもご覧になることができます。

My Life（マイ ライフ） 生涯学習ニュース 第75回

このコーナーは、一生学習していこうという生涯学習の考えを基本として、市民の皆さんに情報を提供しています。

第55回 糟屋地区体育大会夏季大会（水泳競技）

7月16日（日）粕屋町かすやドームプールで、第55回糟屋地区体育大会夏季大会（水泳競技）が開催されました。熱戦の結果をお知らせします。（古賀市選手団の1位成績のみ・敬称略 オープン参加は除く）

●男子 25m自由形
前田 隆介【中学生】
釣崎 茂【70歳以上】

●男子 50m自由形
釣崎 茂【70歳以上】

●男子 100m自由形
足立 晋之介【高校生】
岡田 裕次郎【小5・6】

●男子 25m平泳ぎ
庵原 悠輝【18～29歳】
木村 善徳【50～54歳】
本西 俊崇【中学生】
栗栖 将志【40～44歳】
古市 凌大【小4以下】
羽野 宗臣【65～69歳】

●男子 50m平泳ぎ
木村 善徳【50～54歳】
古市 凌大【小4以下】
羽野 宗臣【65～69歳】
瀧口 康彦【40～44歳】

●男子 100m平泳ぎ
古市 凌大【小4以下】

●男子 25m背泳ぎ
財津 智任【中学生】
木村 善徳【50～54歳】

●男子 50m背泳ぎ
花田 一真【小5・6】

●男子 100m背泳ぎ
岡田 裕次郎【小5・6】

●男子 25mバタフライ
釣崎 茂【70歳以上】

●男子 50mバタフライ
岡田 裕次郎【小5・6】
釣崎 茂【70歳以上】

●女子 25m自由形
渡辺 治美【50～54歳】
辻原 美紀子【45～49歳】
水迫 和子【55～59歳】
柴田 恵美子【65～69歳】

●女子 50m自由形
渡辺 治美【50～54歳】
木村 ひとみ【45～49歳】

●女子 100m自由形
水迫 和子【55～59歳】

●女子 25m平泳ぎ
成田 優【18～29歳】
木村 ひとみ【45～49歳】
岡田 和代【35～39歳】
水迫 和子【55～59歳】

●女子 50m平泳ぎ
成田 優【18～29歳】

●女子 25m背泳ぎ
足立 千代子【45～49歳】
水迫 和子【55～59歳】

●女子 25mバタフライ
成田 優【18～29歳】
木村 ひとみ【45～49歳】
渡辺 治美【50～54歳】
水迫 和子【55～59歳】

●女子 50mバタフライ
木村 ひとみ【45～49歳】

歴史資料館だより

9月のミニ展示 北海道、新潟の旅から

北海道、新潟方面を旅しました。襟裳岬は昆布がたくさん漂流していました。浜にはオオバンヒザラガイの貝板をたくさん拾いました。

蝶のように見えて、海岸歩きで人気の漂着物です。新潟の海岸では、浜下駄をはいて浜を歩きました。その浜下駄をもらいました。

姫川や糸魚川でヒスイ探しをし、富山では恐竜の足跡の発掘現場を見てきました。

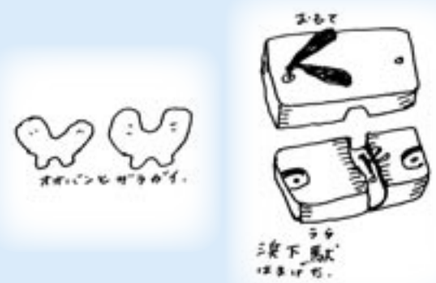

市立歴史資料館
☎ 944局6214番
FAX 944局6215番
http://www.lib-citykoga.org

図書館だより 第342回

「文学の足跡を訪ねて② 東峰村・筑豊編」

日 時●10月21日（土）午前９時～午後５時（予定）
目的地●東峰村・嘉麻市・桂川町ほか
講 師●福岡教育大学非常勤講師 村山 間先生
申し込み●10月３日（火）午前10時から、直接図書館カウンターか電話で受け付けます。
対 象●古賀市民 先着24人
問い合わせ先●市立図書館 ☎９４２局２５６１番

親子読書会紹介

古賀市内の８つの小学校にはすべて親子読書会があります。昭和37年、児童文学作家椋鳩十氏が提唱した「母と子の20分読書」から始まった読書会は、家庭内での親と子の読書を基本に、月１回の例会で本から発展した活動を行っています。また、年に１度、「古賀市親子読書のつどい」を開催しています。平成16年４月にはこれまでの約30年の活動を評価され、「子どもの読書活動優秀実践団体」として文部科学大臣表彰を受けています。このコーナーでは、これらの読書会のユニークな読書活動を紹介します。

▲「福岡県読書のつどい」でことばあそびうたの発表

▲「カラフルろうそく作り」うまくできたかな

花見小学校親子読書会

毎月１回、親子でいっしょに本の世界を楽しんでいます。読んだ本の紹介や読み聞かせ、そして、本を中心にさまざまな活動へと広げていきます。料理の本から「ホットケーキを作ろう」、工作の本から「カラフルろうそくを作ろう」などです。また、季節行事（七夕、お月見など）も取り入れながら、親子、会員の輪（和）をたいせつに活動しています。

第11回 図書館まつり新企画

募集します「図書館マナーアップ川柳」

●日ごろ身近な古賀市立図書館、学生時代の思い出の図書館。図書館の本や雑誌などの資料をたいせつにしようという気持ちを、五・七・五で表してみませんか。

応募方法 用紙は図書館に用意しています。応募は１人２作品までとします。
用紙配布 平成18年 10月３日（火）～15日（日）
締 切 10月22日（日）
発 表 選ばれた作品は、「図書館まつり」期間内（10月28日（土）～11月５日（日）まで）に図書館２階ギャラリーで発表・展示いたします。
※選ばれた作品は、本を貸し出すときにお渡ししているレシートに月替わりで掲載させていただきます。

気軽に参加してみませんかお待ちしています

ぜひすすめたい 古賀市立図書館の本

●利用者の皆さんが読んで心に残った本、ぜひ他の人にも読んで欲しい本を紹介してみませんか。おすすめ本の簡単な書評や、イラストを募集します。

応募方法 書評・イラストともに用紙は図書館に用意しています。応募は１人１作品までとします。
用紙配布 平成18年 10月３日（火）～15日（日）
締 切 10月22日（日）
発 表 選ばれた作品は「図書館まつり」期間内（10月28日（土）～11月５日（日））にサンフレアこがロビー（図書館入り口）でパネル展示します。

よんでみませんか

題名
「ティータイムに絵本を」
著者
柳田邦男 対談
メディアパル 刊

あらすじ

ノンフィクション作家柳田邦男氏は、「絵本は人生で三度読むべきもの」と提唱されています。人生に三度とは、「幼い時」「親になった時」「人生の後半に差しかかった時」です。この本には、詩人の谷川俊太郎さんらとの、絵本や言葉、心の豊かさについての対談と、柳田邦男氏が「いま、大人にすすめる絵本」78冊が収録されています。10月10日に古賀市中央公民館で行われる「福岡地区読書研修会」での柳田邦男氏の講演会に行く前に、ちょっと手にとって読んでみませんか。

10月の予定

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

は休館日です。

■開館時間…10時～ 18時
■おはなしかい
７日（土）、14日（土）、21日（土）、28日（土） 11時～ 11時30分
■名画会
14日（土）…14時～（上映時間 140分）「リオ・ブラボー」（アメリカ映画）
■子ども映画会
次の子ども映画会は11月です。

障害者自立支援法

障害者の地域生活支援事業が始まります。

4月から、障害者自立支援法が施行され、障害者が利用する福祉サービスが次の図のように変わり、10月からは「地域生活支援事業」が始まります。今回は「地域生活支援事業」についてお知らせします。

自立支援給付

介護給付
ホームヘルプ
短期入所
施設入所支援
療養介護
生活介護
児童デイサービス
など

訓練等給付
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホームなど

自立支援医療

補　装　具

障害児・者

地域生活支援事業

自治体が地域の状況に応じて提供するサービスで、古賀市は以下の事業を行います。（10月～）

コミュニケーション支援事業
聴覚障害などがあり、意思疎通が困難な人を支援します。

日常生活用具給付事業
障害者の日常生活がより円滑に行えるよう福祉用具の給付を行います。

移動支援事業
余暇活動や社会参加などのための外出の際の移動の支援を行います。

訪問入浴サービス事業
入浴が困難な在宅の重度の障害者の居宅に訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

自動車改造費助成事業
重度障害者が就労などのため、自動車の一部を改造する場合に費用を助成します。

デイサービス（経過的デイサービス）
現在、デイサービスを利用している人に対する、18年度内の経過措置として実施する事業です。

日中一時支援事業
障害児・者の日中の活動の場を確保し、障害児・者の家族の就労支援、介護者の一時的な休息を目的とします。

相談支援事業
古賀市障害者生活支援センター「咲」が相談の窓口となり、障害者やその家族などの相談に応じ、情報提供や援助を行います。（無料）

地域活動支援センター事業
障害者が創作活動や交流を行う場を提供します。

市内在住の障害者、またはそのご家族で障害者生活支援センター「咲」。相談員の輪真亀さん（写真左）が毎日常駐しています。「咲」は福岡コロニーが運営する知的障害者入所更生施設“なのみのあれば誰でも利用できる市里”（古賀市久保１３４３－３）に開設されています。
戸丸純一さん（写真右）と三

CHECK!

- 利用者負担は、原則1割負担とします。※ただし、負担が重くなりすぎないよう、1か月の負担上限額について配慮を行う予定です。
- 現在、外出介護やデイサービス、日帰りでの短期入所などの利用をしている人に対しては、10月以降の新体系サービスについて個別にご案内をいたします。

障害者自立支援法についてのお問い合わせは…

■問い合わせ先　サンコスモ古賀　福祉課　障害者福祉係　☎９４２局１１５０番

65歳以上の人へ

インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザは毎年、年末年始から2月にかけて流行する傾向にあり、感染すると、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの症状が見られ、特に、高齢者がかかると肺炎や気管支炎を伴うことのある危険な感染症のひとつです。インフルエンザ予防接種は、病気に対す免疫をつけるためにワクチンを注射するもので、発病防止や重症化の防止に効果があります。

【対象者】
※いずれの場合も、インフルエンザ予防接種を希望される人に限ります。
- **接種当日、古賀市在住で65歳以上の人**
- **接種当日、古賀市在住で60歳以上65歳未満の人で**、心臓、じん臓、または呼吸器の障害、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害（身体障害者手帳１級程度）がある人

※上記以外の人は、任意での接種となります。接種費用などは医療機関へご相談ください。

【接種期間】
平成18年10月15日（日）～平成19年１月31日（水）１人につき１回
※注射してから効果が出るまで2～3週間かかりますので、12月までの接種をお勧めします。

【場　　所】
古賀市が委託した次の医療機関（一覧表参照）
※古賀市以外の福岡県内指定医療機関でも予防接種が受けられます。事前に希望する医療機関、または健康づくり課へご相談ください。

【当日に必要なもの】
①**住所・氏名・年齢が確認できるもの。**
（老人健康手帳、健康保険証、運転免許証など）
・**上記対象者の60～64歳の人で障害をお持ちの人は、身体障害者手帳。**
・**生活保護受給者の人は、診療依頼書。**
②**個人負担金1,000円。（生活保護受給者は不要です。）**

次の①～④に該当される人は予防接種を受けることができません。
①明らかに発熱している人　②重症の急性疾患にかかっている人　③インフルエンザを接種して激しいアレルギー反応があった人　④その他、医師が不適当と判断した人

【インフルエンザ予防接種委託医療機関】

	医療機関名	電　話	予 約
1	いけだ内科クリニック	944-3225	不要
2	植田脳神経外科医院	943-2220	不要
3	大岩外科医院	942-6231	不要
4	かい外科胃腸科クリニック	940-1620	不要
5	かい整形外科医院	943-2411	要
6	加野病院	944-1212	不要
7	亀山整形外科医院	944-2112	要
8	北﨑医院	942-3205	不要
9	古賀クリニック	944-1555	不要
10	古賀中央病院	944-1551	不要
11	すなお医院	941-4210	不要
12	武市クリニック	943-1155	要
13	ちどり医院	943-0224	不要
14	堤医院	944-2230	不要
15	トーマ・クリニック	943-3335	不要
16	中島医院	942-2402	要
17	中山内科胃腸科	943-8831	不要
18	福岡内科・循環器科クリニック	942-3700	不要
19	福岡東医療センター	943-2331	不要
20	福岡聖恵病院	942-6181	要
21	舞の里内科クリニック	944-2626	不要
22	森田医院	943-4377	要
23	やの循環器科内科クリニック	944-2380	要

◀**受付曜日・診療時間などをご確認ください。**

インフルエンザを予防する日常生活の注意ポイント
①栄養と休養を十分にとる
②できるだけ人ごみを避ける
③室内が乾燥しないように気をつける
④帰宅時にうがいと手洗いをする
⑤外出時はマスクをする

■問い合わせ先　サンコスモ古賀　健康づくり課　☎９４２局１１５１番

9月 SEPTEMBER 生活情報 LIVING INFORMATION

古賀市役所の代表電話番号　☎９４２局１１１１番
●個展や展覧会を開きませんか。市コミュニティホール（ＪＲ古賀駅の２階）は、みんなのふれあいの場所です。詳しくは、同ホール（☎９４３局７４４１番）へ。
●毎月第１・３火曜日と第２月曜日の午後１時から４時まで、市役所裏で分別収集を行っています。

まつり古賀リサイクルバザー出店者募集

11月12日(日)に古賀グリーンパークで開催予定の第22回まつり古賀リサイクルバザー出店者を募集します。市内在住の人が対象で、出店区画は一人(1団体)1区画、多区画は受け付けておりません(応募多数の場合は抽選)。

■**出店区画**　1区画(テント半分2・7m×3・6m)

■**出店料**　2500円(電気使用料は別途500円)

■**応募方法**　往復はがきに①団体名(参加者名)、②申し込み者氏名、③連絡先電話番号、④具体的な出店内容を記入してください(電気使用者は種類、台数、ワット数も記入)。

■**応募期間**　9月12日(火)～29日(金)必着

※出店場所の抽選は10月5日(木)10時から、市役所大会議室で行います(見学可能)。

■**申し込み・問い合わせ先**　〒811-3192　まつり古賀実行委員会事務局(商工振興室)　☎942局1111番　内線362番

今月のSpot Light　家族連れに大好評の古賀グリーンパーク芝生広場(幼児専用ゾーン)に、新しい遊具が設置されました。この遊具は「コスモス広場」利用組合からの寄付金で購入したもので、冒険心をくすぐる楽しいしかけがいっぱいです。ぜひ、ご利用ください。

2006福岡県民さわやかマラソン大会

国際クロカンの海の中道海浜公園を走りませんか。

■**日時**　平成18年11月19日(日)10時～　雨天決行

■**場所**　海の中道海浜公園

■**募集人数**　2000人

■**ゲストランナー**　メキシコオリンピックマラソン　銀メダリスト　君原健二さん

■**参加資格**　小学生以上

■**競技種目**　1km・2km・5km・10km(男女別及び学年・年齢層別)　※1kmと2kmは親子ペア種目があります。

■**参加料**　一般3000円、高校生以下1000円、親子ペア3500円　ダブルエントリー(一般1000円、高校生以下500円追加)

■**申し込み期間**　平成18年9月1日(金)から10月20日(金)必着

■**問い合わせ先**　福岡県民さわやかマラソン大会選手受付事務局　☎739局1447番

消費者生活情報

マルチ商法にご用心！

友人から誘われ、会員になり健康食品などの販売をしているが、勧誘に行き詰まり、支払いも滞っている。会員をやめたいがどうしたらよいだろうか？などマルチ商法にかかわる相談が数多く寄せられています。

知識や経験の浅い若者が狙われやすいマルチ商法に対しては、特定商取引に関する法律(特商法)が平成16年11月11日に改正され、トラブル防止のためのルールが見直されています。

例えば、加入後１年以内に退会した場合には、退会時からさかのぼって90日以内に引渡しを受けて手元にある商品は返品が可能であり、その場合の解約手数料は売買代金の１割以内であるとしています。また、中途解約の違約金などについても上限が定められています。

公共の施設において「事業説明会」などを開催し、安心感を与えるなど勧誘の手口も巧妙化しています。うまい話にはすぐに乗ってしまわず、冷静に判断しましょう。

トラブルに巻き込まれてしまった場合は、速やかに最寄の消費者相談窓口に相談しましょう。

■問い合わせ先
古賀市消費生活相談窓口(市商工振興室内)
☎９４２局１１１１番(内線362)

労災保険のこと、何でもご相談ください

仕事中のけがや病気などでお困りではないですか。

○労災年金受給者の人たちの介護、生活問題、心配ごと

○仕事の疲れからくる「過労死」など、身体や精神の健康問題

○労災保険の制度や法律問題など、気軽にご相談ください。相談無料・秘密厳守

■**問い合わせ先**　財団法人　労災年金福祉協会　福岡労災年金相談所　☎472局7161番

福岡県立福岡養護学校で体験入学を実施

■**実施期間**　左記日程のいずれか1日

○**小・高等部**　平成18年11月21日(火)　11月29日(水)

○**中学部**　平成18年11月22日(水)　11月30日(木)

いずれも、9時30分受付、10時～12時

■**体験入学者の対象者**　平成19年4月に小学校、中学校、高等学校に入学予定の人

■**参加申し込みの期日と方法**

○**締切り**　10月13日(金)

○**申し込み方法**　在籍小、中、養護学校、在住の教育委員会または本校に直接電話で申し込んでください

■**問い合わせ先**　福岡県立福岡養護学校　〒811-0119　新宮町緑ヶ浜4-1-1　☎963局0031番

職業生活設計セミナー

高齢期における職業生活設計のための情報や知識に関するセミナーを実施します。

■**日時・内容**

○**10月18日(水)**　午前10時～12時「退職後の年金手続きと在職老齢年金」　午後1時～3時「職場のメンタルヘルス」

○**10月24日(火)**　午後6時～8時「職場のコミュニケーション」

■**場所・問い合わせ先**　福岡高齢期雇用就業支援センター(博多区博多駅前3-25-21　博多駅前ビジネスセンター3階)　☎433局1068番

■**申し込み方法**　電話で同支援センターへ

■**対象**　45歳以上の中高年齢者

■**定員**　各テーマ先着20人

■**参加費**　無料

福岡県農業大学校学生募集

○**養成科**　修業年数：2年

■**推薦入学試験**(20人)　願書受付期間　平成18年10月23日(月)～平成18年11月13日(月)

■**一般入学試験**(30人)　願書受付期間　平成18年12月11日(月)～平成19年1月10日(水)

○**研修科**　研修期間6月以上、1年以内

■**応募期間**　平成18年12月6日(水)～平成19年2月13日(火)

■**問い合わせ先**　福岡県農業大学校　教務部(〒818-0004　筑紫野市大字吉木767番地)　☎925局2403番　ホームページ　http://www.fukunoda.i.ac.jp/

今月の環わんポイント

食欲の秋。旬の食材は新鮮なうちに食べたいですね。そこで、冷蔵庫の扉に食材と日付を書いたメモを貼ってみましょう。献立作りが楽になるだけでなく、冷蔵庫の扉を開ける時間も短くできて省エネにも効果あり。賞味期限切れを予防することで生ごみもグッと減らせます。

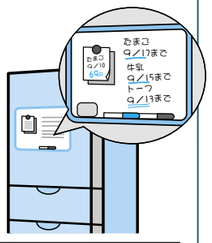

市役所環境課　☎９４２局１１２７番

プロムナードコンサートinこが　4th

普段着感覚で本格的なオーケストラを楽しんでみませんか？

■**日時**　9月30日(土)　18時30分開演

第1部　オーケストラ演奏

第2部　市民とオーケストラのコラボレーション

■**会場**　古賀市中央公民館前広場

※天候により、公民館大ホールに変更する場合があります。

法律総合相談所のご案内

福岡法務局、福岡人権擁護委員協議会では、糟屋地区法務総合相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守されます。気軽にご相談ください。

■**日時**　10月17日(火)10時～15時　受付は9時30分～14時

■**場所**　糟屋郡志免町　生涯学習1号館

■**相談員**　公証人・弁護士・人権擁護委員・法務局職員

■**相談内容**

○不動産売買・賃貸借、土地境界、金銭貸借、相続、離婚、雇用、交通事故などの法律相談

○遺言などの公正証書などに関する相談

○いじめ・体罰・差別などの人権相談

○戸籍相談、地代・家賃などの供託相談

■**問い合わせ先**　福岡法務局人権擁護部　☎721局9166番　志免町役場総務課　☎935局1001番

●このコーナーは古賀市内の消防団を紹介するコーナーです。消防団への入団希望者は各地域の地元消防団か、古賀市総務課庶務係(☎９４２局１１１２番)までどうぞ。

シリーズ…16　我ら地域の消防団

古賀市消防団第10分団

管轄区■小竹区　分団長■中野幸弘さん

チームワークに自信あり、頼りにされている分団です。

私たち第10分団は、古賀市の南西端、新宮との境に位置する小竹区を管轄しています。市境には山林も多く、いったん火災が起こると大災害につながる可能性もあることから、日ごろからサイレンの音には気を配っています。

現在の団員は、30歳代が中心で20歳代の新人がなかなか増えてこないのが悩みではありますが、その分チームワークはバッチリ。分団の宴会部長と呼ばれる団員を中心にコミュニケーションを深め、仕事のことからプライベートのことまで何でも話せる家庭的な雰囲気は何にも代えがたいものです。

火災、災害等の消防団としての活動はもちろん、夏祭りの警備、草刈り作業などの地元区に密着した活動などにも力を入れています。

人権の花 ひまわり運動って……。

人権擁護委員の活動として、
子どもたちが協力し合って
花を栽培することで
命のたいせつさや優しい思いやりのある
豊かな心を育てることを目的に実施している
「人権の花」ひまわり運動をご存知ですか？

ひまわりが太陽に向かって生長していく姿と、子どもの心身の成長の姿とがイメージとして合致するという理由から、人権の花として〝ひまわり〟が選ばれました。また、ひまわりは開花後にたくさん採れた種を次の年の「人権の花」実施校に贈ることができ、贈られた学校で引き続き育ててもらうことで、子どもたちは人権を考える心のリレーをすることができます。さらには、小学生たちの純真な心を通して描かれたひまわりの「観察日記」や「写生」、「感想文」などは地域の皆さんの目に留まるよう、さまざまな機会を捉えて展示され、地域の人権啓発にも役立っています。

このひまわり運動を人権問題についての理解・関心を深める機会とすることで、さらに意義深いものになると考えています。

ひまわりについていろいろ調べたら……。

「ひまわり」を漢字で書くと「向日葵」と書きます。黄色で大きな花から太陽を連想し、この大輪の花が太陽について回るといわれ、この名がついたそうです。英語でも「太陽の花」（サンフラワー）と呼びます。

ところで、「ひまわり」という語呂合わせから「火事」を連想し、「庭に植えてはいけない」と考える人もいるそうですが、もちろん、何の根拠もありません。ただ、根拠もない語呂合わせを気にしている人は意外と多く、例えば数字の「4」は「死」をイメージするからという理由で部屋の番号や車のナンバーを気にしたり「9」は「苦」をイメージするから嫌いな数字だと気にしたり……。

でも、どうせ根拠のない語呂合わせなら、例えば「4」は「しあわせ」の「し」を、「9」は私たちが住む「九州」の「く」をイメージしてみたら……、いかがでしょう。

今年度は花見小学校が「人権の花」実施校です。ひまわりをみんなで育ててくれました。
写真：花見小学校2年生の皆さん

ひまわり。
それは「人権」を連想し、
人権のたいせつさをもう一度
再認識させる花に――。
そうなってほしいですね。

●ひまわり運動についてのお問い合わせは
人権・同和政策課
☎942局1128番

広報こが 2006年9月10日発行 ■発行元・古賀市役所 ■ホームページのアドレス http://www.city.koga.fukuoka.jp/
■編集・企画課広報係 〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号 ☎(092)942-1111(代) FAX(092)942-3758 ■印刷・コロニー印刷

点描
編集後記

●アンニョンヒハセヨ！　久しぶりに韓国語シリーズ続報です。●リ・ビョンホン、ペ・ヨンジュン……。2002年からの韓流ブームですっかり有名になった韓国の映画・TVスターたちですが、これを日本語流に読むとこのような発音になるのが正しい。韓国最大の港町BUSANも韓国ではプサンと発音します。●韓国ではラリル…やバビブ…などの濁音が言葉の最初にくると、どうも発音しないらしいのですが、その理由を韓国の友人に聞いてみてもなぜだかよくわからないらしい。●ただ、こうした発音は日本語にもあり、「私は」を「わたしわ」、「どこへ」を「どこえ」と発音する日本語を「なぜそう発音するの？」と聞かれても、私たちも返事に困ってしまうでしょ。●今、日本の地上波テレビで話題をさらっている韓国ドラマ「宮廷女官チャングム」も、日本語風の発音に直すと〝ジャングム〟――。う～ん、外国語を覚えるって、やっぱり難しい。（松田）

インターネットに接続可能な携帯電話からもご覧いただけるホームページを開設しました

携帯電話用アドレス
http://www.city.koga.fukuoka.jp/m/
※一部の携帯電話ではご利用できないことがあります。
QRコード対応のカメラ付き携帯電話で右のコードを読み取ると、古賀市の携帯電話向けホームページへ素早くアクセスできます。
古賀市公式ホームページQRコード

ひとのデータ
（ ）は前年比

人口	56,964人（+407）
男性	27,448人（+163）
女性	29,516人（+244）
世帯数	21,222世帯（+517）
出生	49人
転入	259人
死亡	36人
転出	221人

データ●2006年8月31日現在